

宮城県食品表示ウォッチャー設置要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、食品表示法（平成25年法律第70号。）に基づく食品表示の適正化を図るため、県内の小売店に流通する食品の表示のモニタリング（以下「モニター活動」という。）を継続して行う宮城県食品表示ウォッチャー（以下「ウォッチャー」という。）を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定数)

第2 ウォッチャーの定数は、100人以内とする。

(委嘱)

第3 ウォッチャーの条件は、次のとおりとする。

(1) 県内在住で18歳以上の方

(2) 県が行うウォッチャー事業説明会に参加できること。

2 知事は、みやぎ食の安全安心消費者モニターからの選出にあたっては、次表に掲げる圏域ごとの人口比 その他圏域間及び圏域内の構成市町村等のバランスを考慮してウォッチャーを委嘱するものとする。

圏域名	構成市町村等
仙台市	仙台市各区
仙台都市圏（仙台市を除く。）	塩竈市 名取市 多賀城市 岩沼市 富谷市 亘理町 山元町 松島町 七ヶ浜町 利府町 大和町 大郷町 大衡村
仙南圏	白石市 角田市 蔵王町 七ヶ宿町 大河原町 村田町 柴田町 川崎町 丸森町
大崎圏	大崎市 色麻町 加美町 涌谷町 美里町
栗原市	栗原市
登米市	登米市
石巻圏	石巻市 東松島市 女川町
気仙沼圏	気仙沼市 南三陸町

(任期)

第4 ウォッチャーの任期は、委嘱の日から委嘱した年の12月末日までとする。ただし、欠員の場合の補欠のウォッチャーの任期は、前任者の残任期間とする。

(職務)

第5 ウォッチャーの職務は、次のとおりとする。

(1) 県内の小売店における食品の品質表示の状況について、知事が示す調査票に則して食品に関するモニター活動を行い、その結果を実施要領にて別に定める指定期限まで知事に報告すること。

(2) 食品表示法その他法令に違反する疑いがあり、かつ、その内容が重大又は悪質であると認められる偽装表示等の情報を入手したときは、その内容を遅滞なく知事に通報すること。

(3) 食品の表示に関し知事に意見を述べ、又は提言を行うこと。

(知事の措置)

第6 知事は、ウォッチャーからの報告又は通報があったときは、食品表示が不適正と認められる小売店に対し立入検査及び表示の改善に係る指示等を行う。ただし、法令に基づく調査・指導権限が県以外である小売店にあつては、食品表示法その他法令に基づく

調査・指導権限を有する機関に情報を回付する。

(遵守事項)

第7 ウォッチャーは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ウォッチャーの立場を利用して利益又は便宜供与等を受けることなく、常に公正中立なモニター活動に務めること。
- (2) ウォッチャーには法令に基づく調査権限が付与されていないことをわきまえ、小売店の同意を得ない写真等の撮影、伝票等の閲覧要求及び店員等に対する過度の質問等を慎むこと。
- (3) モニター活動で得た情報をむやみに第三者に伝え、小売店等から風評被害又は営業妨害等の責を問われないよう配慮すること。
- (4) 知事が出席を求める研修会等に積極的に参加すること。

(委嘱の取消し)

第8 知事は、ウォッチャーが次のいずれかに該当するときは、委嘱を取り消すことができるものとする。

- (1) 第5に掲げるウォッチャーの職務を怠ったとき。
- (2) 第7に掲げる遵守事項に違反したとき。
- (3) 犯罪行為又は公序良俗に反する行為を行ったとき。
- (4) ウォッチャーから辞任の申出があったとき。
- (5) その他ウォッチャーの職務を執行することができないと知事が認めたとき。

(謝金)

第9 知事は、ウォッチャーの任期が満了するときに、予算の範囲内で謝金を支給するものとし、謝金の額は、ウォッチャーの委嘱の期間又は第5第1号に掲げる報告の回数を考慮して決めるものとする。

(自己責任の原則)

第10 ウォッチャーは、この要綱で規定された職務以外の活動（例えば、ウォッチャーとしてモニター活動により得た情報を県関係機関以外の者に提供すること等）により食品販売店に損害を与えた場合や食品販売店との間に問題が生じた場合には、ウォッチャー個人の責任で対応するものとする。

(事務)

第11 ウォッチャーに関する事務は、宮城県環境生活部食と暮らしの安全推進課において行うものとする。

(その他)

第12 この要綱に定めるもののほか、ウォッチャーの設置に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 29 年 2 月 15 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 7 年 2 月 25 日から施行する。